

ネイチャリングルーム オンライン教室 約款

第1条 (契約の成立)

あなた（以下、甲という）が、ネイチャリングルーム株式会社（以下、乙という）の運営するウェブサイトより、プログラミング教室、将棋教室等の申し込みを行い、乙がそれを承諾し、甲が代金を決済した時点で、本契約は成立したものとする。

2 ただし、代金が無料の場合、乙が甲のオンライン教室等の申し込みを承諾した時点で契約が成立したものとする。

第2条 (定義)

オンライン教室等：

乙がインターネットを介して提供するプログラミング教室、将棋教室の総称。

会員：

乙に申し込み、所定の代金を決済したものの。

会員サイト： 乙がインターネット上に設置している会員用のホームページ。

教材：

乙がオンライン教室等で甲に配布もしくは販売する資料。会員サイトにて甲がダウンロード可能な状態で提供している電子ファイルを含む。

第3条 (役務の提供及び対価の支払)

乙は、甲に対し、オンライン教室等の中から甲が選択した講座を役務として提供する。

- 2 甲は、所定の代金を金融機関口座に振り込む方法もしくはクレジットカードにより決済する方法により支払期限までに支払うこととし、振込手数料は甲の負担とする。

第4条 (返品および返金)

乙が甲より受領した代金は本契約による別段の定めがある場合を除き、返金はしない。

- 2 甲が乙より購入したものの返品は受け付けられない。ただし、購入品が不良品であった場合、交換する。なお、教材の誤植等が判明した場合、補記資料の送付をもって交換したものとみなす場合がある。

第5条 (オンライン講座)

乙は、会員サイトに電子ファイルを掲載する方法等により講座を役務として提供する。

- 2 甲は、会員サイトに掲載された電子ファイルを閲覧することで講座を受講する。
- 3 乙は、甲が会員サイトと通信する経路ならびに機器を一切提供しない。

乙の責において、通信回線ならびに機器を用意するものとする。

- 4 会員サイトのシステム障害など、乙の責により、甲が一定期間サービスを提供できない事態が生じた場合、乙は会員の有効期間を当該期間相当延長することで、その責を免れる

ものとする。

第6条 (オンライン個別指導)

甲が乙に所定の方法で個別指導を申し込んだ場合、甲は乙にオンライン個別指導を行う。

2 オンライン個別指導とは、所定方法で所定の指導時間内に一名もしくは複数名の講師が甲に対して指導する形式をいう。

3 所定方法において、乙が甲の受講を待機している限り、甲の現実の受講の有無を問わず、甲は乙のオンライン個別指導に参加したとみなす。ただし、甲から乙に、事前に指導時間の変更を申し入れがあった場合、この限りではないが、指導時間の変更の変更は受け付けず、オンライン個別指導が行われたものとみなす。

4 乙が甲への指導時間内の指導が不十分であったと判断する時は、乙から甲へ追加の指導の申し入れを行う場合がある。なお、追加の指導は、オンライン個別指導、電子メールでの指導、教材の配信など甲が状況に応じて判断する。

第7条 (講座期間と契約期間)

講座の契約期間は、第1条に定める日から開始し、13か月とする。ただし、乙から甲へ教材を発送した日が、契約成立した日から1ヶ月以上経過している場合、当該期間分、契約期間を延長する。

第8条 (教材の使用)

甲は乙の教材を甲自身の学習のためにのみ、使用することができる。甲は甲以外の何人に対しても教材を使用させることはできない。

2 ただし、甲が乙と所定のプログラミング教室フランチャイズ契約を締結した場合、当該契約および本契約の範囲で、甲は教材を使用できる。

第9条 (改変・複製の禁止)

甲は、乙が指定する教材を、乙の承諾なく改変もしくは複製することはできない。

第10条 (アップロードの禁止)

甲は、教材ならびに教材を使用して作成したプログラムをインターネットにアップロードしてはならない。なお、インターネットにはScratchのウェブサイト (<https://scratch.mit.edu/>) を含む。

第11条 (退会)

甲は本契約を解約する場合、別段の定めがある場合を除き、所定の書面により退会日の前月20日までに届け出るものとする。甲は乙に対する債務がある場合、退会日までに全額を支払うものとする。

2 乙は次の場合甲の承諾を得ることなく甲を即日退会させられるものとする。

(1)甲が乙や乙の役職員などに暴力・誹謗中傷等によって危害を加えた場合

(2)甲が乙のサービスを受ける意思がないと乙が判断した場合

(3)甲が乙の所有物に著しい損傷を与えたもしくは与える可能性があるとして乙が判断した場合

(4)甲が、乙が想定する役務提供の範囲を超えて、乙に対し便益の供与を要求した場合、

もしくは乙が想定する役務提供の範囲を超えて便益の供与が必要だと乙が判断する場合

(5)甲が乙に所定の料金を所定の期日までに支払わなかった場合

第12条 (個人情報保護)

本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、原則として以下の目的のみに利用する。

(1) 甲に本契約に基づく役務を提供するため

(2) 甲に乙ならびに乙と提携しているサービスの案内、情報提供を行うため

(3) 甲より照会を受けた内容に回答するため

(4) 甲の生命に関わる緊急事態が発生した場合、医師、看護師、救急救命士等その他、甲の応急処

置にあたる者に情報を提供するため

2 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、以下の場合を除き、第三者への提供は行わない。

(1) 警察、税務署、公認会計士、弁護士等から相応の理由をもって、個人情報提供の依頼を受けた場合

第13条（反社会的勢力との取引排除）

甲および乙は、次に定める事項を表明し、保証する。

(1)自己および自己の役員・株主・従業員・再委託を含む委託先（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係者もしくはこれに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という）でないこと

(2)自己および自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと

(3)自己および自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力または関与しないこと

(4)自己および自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと

(5)自己が自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の関係者に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係者の名誉や信用を毀損せず、また、相手方および相手方の関係者の業務を妨害しないこと

2 甲および乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他手続を要しないで、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

第14条（損害賠償）

甲の責に帰する事由によって、乙の設備、備品、その他乙または他の会員の所有物に損傷を与え
るもしくは紛失した場合は、乙は甲にその実損害額の賠償請求を行うことがある。

2 乙の責に帰する事由によらず、次の事項が発生した場合、乙は一切の責任を免れるものとする。

(1)甲が体調不良、怪我、その他健康に支障をきたす事故

(2)甲が教室に持参した所有物の損傷、紛失、盗難

第15条（紛争の解決）

本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じ
た場合は、両者協議の上、解決するものとする。

2 本契約及び約款に定めのない事項については、民法その他の関連諸法によるものとする。

第16条（合意管轄）

この契約に関する紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審
の専属的合意管轄裁判所とする。